

令和7年4月1日採用予定  
令和6年度実施喬木村職員採用試験要項

受験申込受付期間	随時
募集する職種区分	社会福祉士



**【問い合わせ・応募先】**

〒395-1100 長野県下伊那郡喬木村 6664 番地

喬木村役場総務課総務危機管理係

電話 0265-33-5120 (担当直通)

喬木村では、令和7年4月1日付け採用予定の職員採用に係る試験を次のとおり実施します。

### 1. 試験の職種区分、採用予定者数及び勤務場所

試験の区分	本要項上の略記法	採用予定者数	勤務場所
社会福祉士	社会福祉士	1名	喬木村役場

### 2. 受験資格

次の全ての要件を満たす方

#### (1) 試験区分の要件

##### ■社会福祉士

平成2年4月2日以降に生まれた方で、社会福祉士資格を有する者（採用時までに取り得が見込まれる者を含む。）

#### (2) 法令等に関する要件

地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方

### 3. 試験の内容等

#### (1) 第一次試験

試験内容	日時	場所
①SPI3 ②論述試験	<u>随時</u> (詳細は別途通知)	喬木村役場

#### (2) 第二次試験

第一次試験合格者を対象として実施します。

試験内容	日時	場所
①個人面接試験	<u>随時</u> (詳細は別途通知)	喬木村役場

#### 4. 勤務条件等

##### (1) 給与等

試験の区分	初任給	その他
社会福祉士	166,600 円 (高校新卒者)	・昇給は毎年1月1日 ・通勤手当、期末・勤勉手当(6・12月に支給)、 扶養手当等をそれぞれ支給条件に応じて支給
	179,100 円 (短大新卒者)	
	196,200 円 (大学新卒者)	

- ① 初任給は、令和6年4月1日現在の額です。
- ② 学歴及び職歴に応じて給与を決定し、これより高い初任給が支給される場合があります。
- ③ 給与制度の改正等により、採用時点において変更となる場合もあります。

##### (2) 勤務時間及び休暇等

- ① 勤務時間は、原則として休日を除く午前8時30分から午後5時15分で、休憩時間は正午から午後1時の1時間
- ② 休日は、原則として土日祝日及び12月29日から1月3日
- ③ 休暇は、年次休暇(20日 但し採用年は15日)、特別休暇(夏季、結婚等)、療養休暇等
- ④ その他上記以外の勤務条件については、喬木村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び一般職の職員の給与に関する条例の規定により措置されます。

#### 5. 受験手続

##### (1) 応募要領

- ① 提出書類  
受験申込書  
履歴書(市販のA版規格のものに自筆記入)  
試験応募カード  
最終学歴の成績証明書  
社会福祉士資格(免許)取得(又は見込み)を証明する書類
- ② 提出先  
〒395-1107 長野県下伊那郡喬木村 6664 番地  
喬木村役場総務課総務危機管理係
- ③ 受付期間  
随時

##### (2) 受験申込書及び試験応募カードの取得方法

- ① 喬木村役場総務課窓口備え付けのもの
- ② 喬木村ホームページからのダウンロード

## 6. 採用決定から採用まで

- (1) 採用予定者には、採用承諾書の提出を求めます。
- (2) 採用予定日は令和7年4月1日です。  
ただし、この採用は地方公務員法第22条第1項の規定による条件附採用で、条件附で採用された時から起算して6ヶ月の間に、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となり、この期間においてその職務が良好な成績でないと判断された場合は正式任用とならない場合があります。
- (3) 別途協議の上、上記(2)の期日より前に正規職員又は会計年度任用職員として採用する場合があります。
- (4) 採用決定を受けた後、地方公務員法第33条の規定に該当する行為その他公務員となるに相応しくない行為を採用日前に行った場合は、採用を取消すことがあります。
- (5) 採用時には、保証人2名による身元保証書、戸籍抄本及び労働安全衛生規則第43条の規定による健康診断結果書類及び社会福祉士区分採用者には資格（免許）取得（又は見込み）を証明する書類の提出を求めます。（内定者宛てに別途通知）

## 7. その他

- (1) この採用試験の実施に際して収集する個人情報、試験のために必要な範囲でのみ使用します。  
なお、応募頂きました書類の返却は致しません。
- (2) 合否（一次試験合否及び二次試験通知を含む）は、受験申込書に記載された連絡先に文書により通知します。
- (3) 卒業見込者が卒業できなかった場合は、採用を取り消します。
- (4) 受験資格の有無及び提出書類の記載事項に不正がある場合は、採用を取り消します。
- (5) この試験について不明な事柄がある場合は、喬木村役場総務課総務危機管理係（直通電話 0265-33-5120 電子メール syomu@vill.takagi.lg.jp）まで問い合わせ願います。